

## 耐震・環境不動産支援基金の設置法人の募集について (公募要領)

平成25年2月  
国 土 交 通 省  
環 境 省

※ 本公募は、平成24年度補正予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承願います。

国土交通省及び環境省では、耐震・環境不動産支援基金の設置法人の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願ひいたします。

なお、基金設置法人として選定された場合には、「耐震・環境不動産形成対策費補助金交付要綱」及び「地球温暖化対策推進事業費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)にしたがって手続等を行っていただくことになります。

## 公募要領目次

### I. 耐震・環境不動産支援基金の設置法人の募集について

1. 補助金の目的
2. 補助対象となる事業等について
3. 採択基準について
4. 基金設置法人の選定について
5. 応募の方法について

### II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について
4. その他

## I. 耐震・環境不動産支援基金の設置法人の募集について

※ 本公募は、平成24年度補正予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承願います。

### 1. 補助金の目的

耐震・環境不動産形成対策費補助金及び地球温暖化対策推進事業費国庫補助金（以下「補助金」という。）は、老朽・低未利用不動産の改修、建替え又は開発を行い、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成を促進するための基金（以下「耐震・環境不動産支援基金」という。）を造成することにより、地域再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進することを目的としています。

### 2. 補助対象となる事業等について

#### (1) 補助事業者

非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。）その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）のうちから、1法人を補助事業者として選定します。補助事業者は、国土交通大臣及び環境大臣から補助金の交付を受け、当該補助金により耐震・環境不動産支援基金を造成するものとします。

#### (2) 対象となる事業について

以下に規定する耐震・環境不動産形成促進事業を実施するため、耐震・環境不動産支援基金を造成する事業を交付の対象とします。

#### <耐震・環境不動産形成促進事業>

① 基金を造成した補助事業者（以下「基金設置法人」という。）は、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）の運営を行う事業者（以下「運営事業者」という。）を募集する。

- ② 運営事業者となろうとする者は、基金設置法人に投資計画を提出するものとし、基金設置法人は、提出された投資計画の内容及び業務遂行能力等を勘案して、運営事業者を選定する。運営事業者の選定に当たっては、外部有識者からなる委員会を設置し、意見を聴取するものとする。
- ③ 基金設置法人は、運営事業者から提出された投資計画の内容を勘案して、それぞれの投資事業有限責任組合への出資限度額を決定する。
- ④ 基金設置法人は、運営事業者その他基金設置法人が定める出資者と投資事業有限責任組合契約を締結する。
- ⑤ 運営事業者は、投資事業有限責任組合に無限責任出資を行うものとし、基金設置法人は、当該運営事業者の求めに応じて、③の出資限度額の範囲内で当該投資事業有限責任組合に有限責任出資を行う。なお、基金設置法人は、投資事業有限責任組合への出資を出資限度額の範囲内で複数回に分けて行うことができる。
- ⑥ 投資事業有限責任組合は、国土交通省及び環境省が別途定める実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する対象事業者に出資等を行う。
- ⑦ 投資事業有限責任組合は、対象事業者から償還された金銭（配当を含む。）を、遅滞なく、基金設置法人に償還するものとする。

#### （3）補助金の交付額について

本補助金の交付額は、平成24年度補正予算により定められる定額とします（現在、平成24年度補正予算案に計上されている本補助金の額は350億円です。）。

#### （4）耐震・環境不動産支援基金の管理方法

耐震・環境不動産支援基金の管理については、安全性と透明性が確保される方法により行うものとします。実際の基金管理を行うに当たっては、基金の管理方法に関する具体的な内容について、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣の了解を得ていただきます。

#### （5）耐震・環境不動産支援基金の運用方法

基金設置法人は、耐震・環境不動産支援基金の運用を行うものとします。同基金の運用先として保有することができる資産は、次のとおりとし、これ以外による場合については、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣の了解を得ていただきます。

- ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

- ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補てんする旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(6) 耐震・環境不動産支援基金の使途

耐震・環境不動産支援基金の運用収入及び同基金を取り崩した資金は、基金設置法人の管理運営費（耐震・環境不動産形成促進事業の実施及び耐震・環境不動産支援基金の管理・運用に必要なものに限る。）に充てることができるものとします。

(7) 耐震・環境不動産支援基金の残額の扱い

基金設置法人は、耐震・環境不動産形成促進事業が終了し、その事業に係る精算が終了したときは、耐震・環境不動産支援基金の残額を国庫に納付するものとします。

(8) 耐震・環境不動産支援基金の管理の終了

耐震・環境不動産支援基金の設置期間は、耐震・環境不動産形成促進事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとします。

(9) 耐震・環境不動産支援基金の経理

耐震・環境不動産支援基金に係る経理については、他の事業に係る経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければなりません。

(10) 国への報告等

- ①基金設置法人は、耐震・環境不動産形成促進事業の遂行状況について、毎年度、国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとします。
- ②①のほか、耐震・環境不動産形成促進事業の遂行状況について国土交通大臣又は環境大臣から報告を求められた場合には、基金設置法人は、速やかに、その状況について記載した書面を作成し、国土交通大臣又は環境大臣に提出するものとします。
- ③基金設置法人は、耐震・環境不動産支援基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣及び環境大臣に報告し、その指示を受けるものとします。
- ④国土交通大臣及び環境大臣は、耐震・環境不動産支援基金及び耐震・環境不動産形成促進事業の適正な執行を期するために必要があると認めると

きは、基金設置法人に対し報告を求め、又はその職員に基金設置法人の事業場に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させができるものとします。

- ⑤国土交通大臣及び環境大臣は、④の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令、交付要綱又は実施要領の内容に適合しない事実が明らかになつた場合には、基金設置法人に対し、是正のための措置をとるべきことを命ずることができるものとします。
- ⑥基金設置法人において、代表者の変更、事務所の移転、耐震・環境不動産支援基金の管理又は大幅な事務実施体制の変更等、同基金の管理に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとします。

#### (11) その他

以上(1)～(10)に掲げた事項を含め、交付要綱及び実施要領において、補助事業及び耐震・環境不動産形成促進事業について詳細に定められる予定ですので、必ず参照してください。

### 3. 採択基準について

補助事業の採択は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

#### (1) 耐震・環境不動産支援基金の管理・運用

- 耐震・環境不動産支援基金の管理について、安全性と透明性が確保される方法により行うものであること
- 耐震・環境不動産支援基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うこと
- 耐震・環境不動産支援基金からの支払いを適切に管理できること

#### (2) 耐震・環境不動産形成促進事業の実施

- 耐震・環境不動産形成促進事業を適切に実施すること

#### (3) 事務の実施体制と事務費用

- 耐震・環境不動産支援基金の管理・運用及び耐震・環境不動産形成促進

- 事業の実施に係る事務を行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えられること
- 耐震・環境不動産支援基金の管理・運用及び耐震・環境不動産形成促進事業の実施に係る事務を行うために要する費用が適正かつ合理的であること

(4) 法人自身について

- 法人の信頼性
- 耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成という本事業の目的との関連性
- 本補助事業を通じ公益を達成しようとすることについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があること

(5) その他

- 行政支出総点検会議の指摘事項（平成20年12月1日）における公益法人への支出に関する指摘を踏まえたものであること。

#### 4. 基金設置法人の選定について

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された応募書類をもとに、「耐震・環境不動産形成促進事業」基金管理業務の応募書類審査の手順について（別添1）及び「耐震・環境不動産形成促進事業」基金管理業務に係る応募書類審査基準及び採点表（別添2）に基づき、厳正に審査を行い、外部委員からなる有識者委員会の意見を聴いて、基金設置法人を選定し、補助金の交付を内示します。

#### 5. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存したコンパクトディスクを、持参又は郵送により、公募期間内に国土交通省まで提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「耐震・環境不動産形成対策費補助金及び地球温暖化対策推進事業費国庫補助金応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成25年2月20日（水）から平成25年3月6日（水）17時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 応募申請書【様式1】

（法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去3年程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）を添付してください。）

② 事業実施計画書【様式2】

③ 事務費用内訳【様式3】

（耐震・環境不動産支援基金に関する事務費用の見込みを記載してください。）

①～③の書類を15部ずつ提出していただくとともに、これを保存したコンパクトディスク（一部）を同封してください。

ただし、添付書類については、書類（紙）のみの提出でも結構です。

(4) 提出先

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課

耐震・環境不動産形成対策費補助金担当

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（提出期限必着のこと）。

(6) 説明会の開催

本補助金に係る説明会を以下のとおり開催します。

日 時：平成25年2月22日（金）14時～

場 所：中央合同庁舎3号館10階会議室

(7) 応募に関する質問の受付及び回答

○受付先

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館

国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課

FAX：03-5253-1579

E-Mail：fushi@mlit.go.jp

○受付方法

電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付けます。（電話、来訪等による問合せには対応しません。）

○受付期間

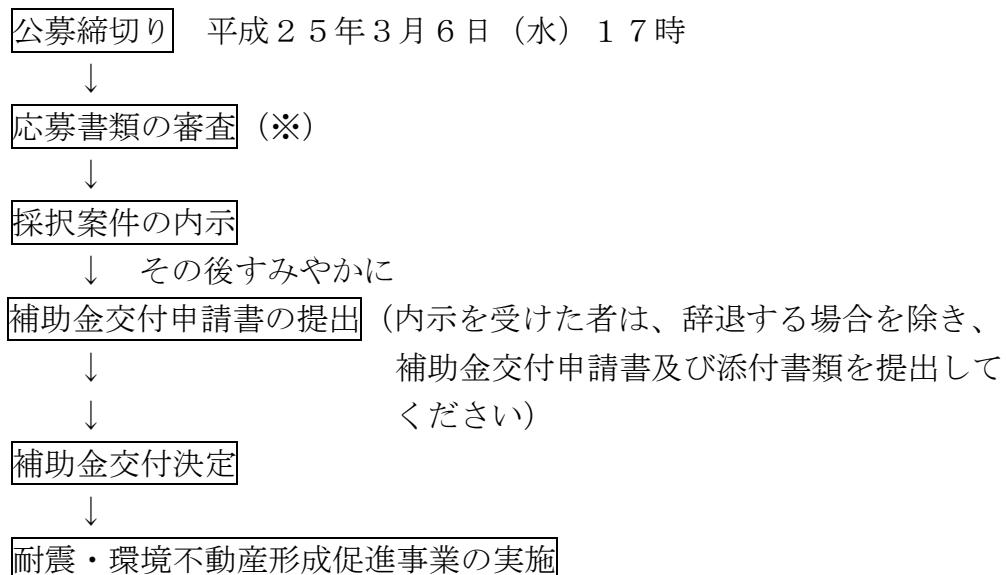
平成25年2月26日（火）までの平日10時から17時まで  
(12時～13時は除く)

○回答

平成25年2月28日（木）17時までに、FAXにより行います。

(8) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。



(※) 応募書類審査の際、必要に応じて有識者委員会によるヒアリングを実施することもあります。

## II. 留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令その他の法令の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

### 2. 補助金の交付について

#### (1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。

#### (2) 交付決定

国土交通大臣及び環境大臣は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適當と認められたものについて交付の決定を行います。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は、本補助金の交付決定を受けた後に事業開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、契約日は交付決定日以降となりますので注意してください。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿を備え他の事業に係る経理と明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

#### (2) 実績報告

補助金の交付を受け、耐震・環境不動産支援基金を造成した日から起算して1月後又は当該日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、国土交通大臣及び環境大臣あて提出していただきます。

### 4. その他

上記のほか、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定める予定です。

(別添 1)

## 「耐震・環境不動産形成促進事業」基金管理業務の 応募書類審査の手順について

1. 「耐震・環境不動産形成促進事業基金管理業務に係る応募書類審査基準及び採点表」(別添 2)に基づいて採点する。

採点項目及び採点結果については、外部委員により構成される有識者委員会から意見を聴く。

### 【採点基準】

・ A (良い)	10 点
・ B (やや良い)	7 点
・ C (普通)	5 点
・ D (やや悪い)	3 点
・ E (悪い)	0 点

2. (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を基金設置法人とする。

3. 平均点が同点の場合、以下に掲げる基準で補助事業者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者
- ② 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、審査者の多数決により選定

(別添2)

## 「耐震・環境不動産形成促進事業」基金管理業務に係る応募書類審査基準及び採点表

応募者

	審査基準	配点	評価(A)	係数(B)	A×B
<b>1 耐震・環境不動産支援基金の管理・運用</b>					
(1)	耐震・環境不動産支援基金の管理について、安全性と透明性が確保される方法により行うものであるか。	点 10		× 1	点
(2)	耐震・環境不動産支援基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。	点 10		× 1	点
(3)	耐震・環境不動産支援基金からの支払いを適切に管理できるか。	点 10		× 1	点
<b>2. 耐震・環境不動産形成促進事業の実施</b>					
(1)	耐震・環境不動産形成促進事業の実施方法が適切か。	点 10		× 1	点
(2)	耐震・環境不動産形成促進事業を実施する上で必要な判断能力を有しているか。	点 10		× 1	点
<b>3 実施体制と事務費用</b>					
(1)	事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えられるか。	点 10		× 1	点
(2)	事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。	点 10		× 1	点
<b>4 法人自体について</b>					
(1)	法人の信頼性	点 10		× 1	点
(2)	耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成促進という本事業の目的との関連性	点 10		× 1	点
(3)	本補助事業を通じ公益を達成しようとすることについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。	点 10		× 1	点
<b>合 計</b>		点 100			点